

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年6月10日（金）午後3時00分～午後3時40分  
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室  
 3. 出席委員 (15名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	欠席	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	欠席	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (2名) 3番、寺田 勉、7番、梅田 昌宏
5. 議事日程第1 議事録署名委員の指名  
 第2 会議書記の指名  
 第3 議事案件  
 議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件  
 議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  
 議第3号 その他  
 1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件  
 2) 許可・受理の取消願について  
 3) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
6. 農業委員会事務局職員  
 事務局長 仲川博通  
 事務局補佐 龍 節子
7. 会議の概要
- 議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から6月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告致します。  
 (会長あいさつ)
- 議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。  
 (異議なしの声有り)
- 議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に15番、中江委員さんと、16番、藤岡委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。
- 議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農

地として耕作するため、売買による所有権の移動でございます。番号1番、申請地、大字東中□□番1(田)1,764㎡、譲受人、東中一丁目□□□□、譲渡人、東中一丁目□□□□□、売買による所有権移転の権利異動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、8,255㎡と下限面積は満たしています。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い、記載された内容の審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業の従事者数等からみて、現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含め、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、従来のごおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 　なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積による経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字大谷□□□□、利用権を設定する者、大字大谷□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□番地(田)1,180㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年3月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字野口□□□□、利用権を設定する者、大字野口□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□□番地(田)1,262㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、公告後から平成31年5月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、同項第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件であります、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うことが認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対して、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

- 議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長 　なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、議第2号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
（全員挙手）
- 議 長 　全員賛成ですので議第2号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。
- 議 長 　続いて、議第3号、その他1番を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 　議第3号、その他、1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、市の都市計画課に対して生産緑地に指定された農地の買取り申出の申請をするにあたり、事務処理規定に基づき、農業委員会へ生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされたもので、申請書類の一部としてこの証明書の添付が必要となるものでございます。番号1番、申出の農地、土庫二丁目□□番地（田）674㎡、及び土庫二丁目□□番1（田）1,305㎡、申出者、相続人代表土庫二丁目□□□□、買取り申出事由の生じた者土庫二丁目□□□□、申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。番号2番、申出の農地、大字根成柿□□番1（田）563㎡、申出者、樞原市東坊城町□□□□、買取り申出事由の生じた者、樞原市東坊城町□□□□、申出事由は、疾病のためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにつきましては、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成28年5月26日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また、買取り申出農地を現地調査により、本人が農地として耕作出来るように管理されている事の確認を番号1番につきましては、地元の水井委員さんに、また、番号2番につきましては地元支部長さんに、いずれも本人が農業の耕作に従事されていたことの確認をしています。以上の審査の結果、番号1番につきましては、□□□□さんが、また、番号2番につきましては、□□□□さんがそれぞれ生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断をしています。決定を頂きますと、申出者に証明書を交付致しますので、ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などのある方は挙手でお願い致します。  
（なしの声あり）
- 議 長 　ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他の1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
（全員挙手）
- 議 長 　全員賛成ですので、議案第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件については、事務局処理に決定致します。
- 議 長 　次に、議第3号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 　議第3号、その他2番、許可・受理の取消願について説明致します。番号1番、申請地、大字東中□□番地（田）1,151㎡、及び大字東中□□番1（田）1,764㎡、譲受人、奈良市□□□□、譲渡人、東中一丁目□□□□□□、取消の理由は、新規就農のための耕作目的から、他者に売却することに変更が生じたためでございます。本件は、平成28年3月4日の委員会において審議して頂いた案件で、法第3条賃貸借権設定による新規就農の申請のあった件であ

ります。その他2番、許可・受理の取消願については1件の申請であります。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異議等ございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 　異議なしの声が有りましたので、ご承認頂いたものとして事務局処理に決定致します。次に、議第3号、その他3番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、その他3番、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを説明致します。この件につきましては、平成28年3月4日及び4月11日の委員会において承認頂きました、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ならびに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、農業者の方からのご意見及びご要望を頂くために、大和高田市ホームページに公表させて頂きましたが、特に意見等はございませんでしたので報告させて頂きます。

議 長 　只今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問等ないようですので、ご承認頂きました案を平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ならびに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画とし、それぞれ案を消し、市のホームページに公表させて頂くことと致します。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで6月の定例委員会を終らせていただきます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	中江 彰
署名委員	藤岡 秀信